

◎厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（昭和十八年厚生労働省告示第四百九十五号）（新旧対照表）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第二条 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一七 (略)</p> <p>八 前歯部の金属歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給</p> <p>九・十 (略)</p>	<p>第二条 健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する選定療養は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 一七 (略)</p> <p>八 前歯部の鑄造歯冠修復に使用する金合金又は白金加金の支給</p> <p>九・十 (略)</p>